

## (5) 財団法人 鳥取県国際交流財団給与等状況報告書

### 1 職員給与費の状況（平成17年度）

職員数	給与費			
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
8人	18,303千円	2,939千円	3,378千円	24,620千円

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

### 2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成18年4月1日現在）

国際交流推進員職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
156,200円	183,514円	31歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。  
 2 「平均給与月額」は、給料に扶養手当等の職員手当を加えたものの平均月額です。

### 3 職員の初任給の状況（平成18年4月1日現在）

区分		初任給	採用2年後	備考
国際交流推進員職	大学卒	156,200円	— 円	公社等職員の基準給料・主事級最低額に1.1を乗じた額。年次による定期昇給はなし。
	高校卒	156,200円	— 円	

### 4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成18年4月1日現在）

区分		経験年数				備考
		5年	10年	20年	30年	
国際交流推進員職	大学卒	156,200円	— 円	— 円	— 円	
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

### 5 職員給料の調整額の状況（平成17年度）

制度なし

(注) 調整額とは、職務の複雑性、困難性、勤務環境が同じ職務の級にある他の職に比べ特殊であり、給料月額を調整し、給料の一部として支給するものです。

6 職員手当の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	内 容			
期末手当 勤勉手当  （次長級以上は 県の規定に準 ずる）	（支給割合）			
	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	
	6 月 期	0.239月分 ( 1.4 ) 《 1.4 》	0.075月分 ( 0.71 ) 《 0.70 》	
	1 2 月 期	0.261月分 ( 1.6 ) 《 1.6 》	0.075月分 ( 0.71 ) 《 0.70 》	
	計	0.5 月 分 ( 3.0 ) 《 3.0 》	0.15 月 分 ( 1.42 ) 《 1.40 》	
	（注） （ ）内は事務局長、《 》内が次長の支給割合です。  職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有			
	（平成17年度実績）			
	区 分	支 給 総 額	支 給 職 員 数	一 人 当 たり 平 均 支 給 額
	6 月 期	1,611,461円	8 人	201,433円
	1 2 月 期	1,766,337円	8 人	220,792円
計	3,377,798円	—	422,225円	
退職手当  （県の規定に準 ずる）	（支給率）			
	区 分	自 己 都 合	勸 奨 ・ 定 年	
	勤 続 2 0 年	23.5月分	30.55月分	
	勤 続 2 5 年	33.5月分	41.34月分	
	勤 続 3 5 年	47.5月分	59.28月分	
	勤 続 4 0 年	53.5月分	59.28月分	
	（その他の加算措置） ・ 定年前早期退職特例措置 制度なし ・ 在職期間中の各月について、職員の属する区分に応じて定める調整月額のうち、その額の多いものから60月分の調整月額を合計した額を加算			
	（経過措置） 平成18年4月1日から施行された退職手当の規定による額が、施行日前日において改正前の算定方法により計算した額より下がることとなる職員に対する保障措置を設ける。			
	（平成17年度実績） 該当なし			
	時間外勤務 手当	年 度	支 給 総 額	支 給 対 象 職 員 数
平成17年度		1,192,283円	8 人	149,035円

区 分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	制度なし	
扶養手当 (県の規定に準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者	13,000円
		イ 配偶者以外の扶養親族のうち2人	6,000円
		ウ 扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち1人	6,500円
		エ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人	11,000円
		オ ア～エ以外の扶養親族	5,000円
		15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき5,000円を加算
		(平成17年度実績) 該当なし	
住居手当 (県の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給
		イ 自宅居住者	1,500円(新築・購入の日から5年を経過するまでの間は2,500円)
		ウ 単身赴任手当受給者で配偶者の居住する借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例により算出した額の2分の1に相当する額
		(平成17年度実績) 1人当たり平均支給月額 25,250円	
通勤手当 (県の規定に準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①又は②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、2,200円～46,400円を支給
		ウ 特別急行列車等を利用する職員	通勤距離に応じ、2,200円～46,400円支給単位期間の通勤に要する特別急行料金等の2分の1の額(1月当たり2万円を上限とする。ただし、特別急行列車の場合は上限なし。)

区 分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
		(平成17年度実績)	
		支給総額	支給職員数
		1,197,600円	8人
			1人当たり 平均支給月額 12,475円

7 役員の報酬等の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額	期 末 ・ 勤 勉 手 当	備 考
常務理事	226,100円	6月期 2.1月分 12月期 2.3月分	15%加算

- ・ 役員の報酬は無給とする。ただし常勤の役員は有給とすることができる。  
(寄附行為第18条)
- ・ 常務理事については、常勤のため「公社等職員の基準給料」事務局長職の5%カット後の金額の給料及び県職員の規定に準ずる手当を支払うこととしている。
- ・ 常務理事以外は非常勤のため無報酬としている。